

# 補助金に関するお問合せを受付けています！

～ 東京都民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助事業 ～

民間事業者を対象に  
備蓄品購入費の6分の5が補助されます！



条件1

帰宅困難者受入に関する協定の締結。



条件2

従業員用の備蓄の完備。



条件3

事業継続計画（BCP）の策定。

事前審査申請  
受付期間：平成25年 6月1日～8月31日

詳細：帰宅困難者対策ポータルサイト

ご相談窓口

東京都庁 総務局 総合防災部 防災管理課 防災事業推進係 補助金担当  
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1都庁第一本庁舎11階南  
電話03-5388-2485 内線25-021

－ 事業の目的 －

東京都は、より多くの一時滞在施設の確保を目指しています。

これまでに、学校や体育施設などの都立施設200箇所を一時滞在施設として指定しましたが、想定される帰宅困難者を収容するには、まだその数が不足しています。そこで、民間事業者に協力を求めています。一時滞在施設には、3日分の食糧備蓄等をする必要があり、その経済的負担から協力を踏み切れない企業が少なくありません。

そうしたことから、この度、帰宅困難者用備蓄品に関する補助金制度を創設しましたので、ぜひご活用いただき、一時滞在施設として災害時の共助にご協力いただきたいと思います。

# 帰宅困難者用の備蓄品購入費の6分の5が補助されます

◎ 補助金の交付を受けるには、次の3つの条件があります。

## 条件1 帰宅困難者受入に関する協定の締結。

補助金を申請するまでに、帰宅困難者を受け入れる施設とその施設が所在する区市町村との間で、以下の3点が明記された帰宅困難者受入に関する協定を締結する必要があります。

- ア 帰宅困難者を受け入れる期間が、発災後から72時間であること。
- イ 受け入れる帰宅困難者の人数\*1
- ウ 帰宅困難者向けの備蓄品の購入に要する費用を管理者が負担すること。\*2

- \*1 受け入れる帰宅困難者の人数は、受け入れ待機スペースの3.3平米につき、2名として計算します。また、その人数に上限下限はありません。
- \*2 本補助事業の他に、区市町村等から補助金を受けないこと。

## 条件2 従業員用の備蓄の完備。

補助金を申請するまでに、東京都帰宅困難者対策条例（平成25年4月1日施行）に定める従業員向けの備蓄品を3日分備蓄する必要があります。

### － 東京都帰宅困難者対策条例 抜粋 － (従業員の一時帰宅抑制)

第七条 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業員に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講ずることにより、従業員が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

2 事業者は、前項に規定する従業員の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業員の三日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

## 条件3 事業継続計画（BCP）の策定。

補助金を申請するまでに、事業継続計画（BCP）を策定する必要があります。また、学校法人や宗教法人等については、事業継続計画に準じた防災計画等の策定が必要です。

### － 事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan） －

災害発生時に優先的に取り組むべき重要な業務を継続し、最短で事業の復旧を図るために事前に必要な資源の準備や対応方針・手段を定める計画。

具体的な取組みとしては、災害に即応した人員の確保、システムのバックアップ、必要な資機材の確保などがある。

◎ 補助金を受けられる備蓄品目・数量



### 帰宅困難者1人当たりの備蓄量

○保存水	: 1日 3ℓ	× 3日分	= 計 9ℓ
○食料品	: 1日 3食	× 3日分	= 計 9食
○簡易トイレ	: 1日 5個	× 3日分	= 計 15個
○ブランケット	: 1日 1個	× 3日分	= 計 3個

- \* 1人当たり3日分の補助対象限度額は、9,000円で、総人数の上限はありません。
- \* 備蓄品目により異なりますが、100人×3日分の備蓄品を、高さ1mに積み上げた場合、床面積は約3平米程度になると考えられます。

◎ 補助金交付までのモデルスケジュール

